

委託団体各位

公益社団法人 全国市有物件災害共済会

共済委託申込手続に係る公印の押印省略について（通知）

行政手続における押印見直しの状況等を踏まえ令和3年4月1日より、共済委託申込書につきましても公印の押印を省略できることとしますので御連絡します。

なお、「事業の概要と事務取扱の手引」の改訂は令和3年6月を予定しています。

御不明な点等ございましたら本会地区事務局まで御連絡をいただきますようお願いいたします。

記

1 公印の押印が省略できる書類

(1) 共済委託申込書

共済委託申込書については公印の押印を省略できます。申込書は従来どおり委託団体様で作成いただき原本を郵送ください。特に事情がありFAX、メール等で送付いただいた共済委託申込書については有効な申込書として取り扱いますので、この場合は原本の郵送は必要ありません。

(2) 予託申込書

予託申込書についても委託団体担当者の押印は省略できます。

2 共済金請求書について

共済金請求書については、引き続き公印の押印をお願いします。

以上